

13. 返還猶予について

やむを得ない事情等により返還が困難な場合は、返還猶予の手続きをすることができます。猶予希望事由によって、P6～7を参考に申請してください。

申請に基づき本学奨学委員会にて審議の上、認められた場合は返還を猶予します。

※対応内容は変更になる場合がありますので、最新の情報は中央大学ホームページで確認してください。

※返還猶予とは・・・一定期間返還を待ってもらうこと

※返還猶予の種類と回数・・・在学猶予→進学による在籍期間、回数は問いません
一般猶予→最大5回まで

1. 在学猶予

(1) 申請書類等

卒業・修了後に、本学または他の大学や大学院に進学した場合、その在籍スタンスによって手続きが異なります。下記を参考に申請してください。

在学先	必要書類	猶予期間
本学大学院に在籍中 (標準修業年限内)	在学届(所定用紙) ※大学院進学の場合、入学 手続き書類に同封します。 ※学生証のコピーを貼付し てください。	標準修業年限の在籍期間
本学大学院に在籍中 (標準修業年限を超過)	①返還猶予願(様式5) ※巻末綴込 ②学生証のコピー	標準修業年限を超えた在籍期間 (注)修学延長の場合は、1年毎の 手続きが必要
本学の専門職大学院に 在籍中	①返還猶予願(様式5) ※巻末綴込 ②学生証のコピー	標準修業年限の在籍期間 (注)修学延長の場合は、1年毎の 手続きが必要
他大学の学部・大学院・ 専門職大学院に 在籍中	①返還猶予願(様式5) ※巻末綴込 ②学生証のコピー ③在学証明書 (毎年4月に提出)	標準修業年限の在籍期間 (注)修学延長、海外の大学に在学 の場合は、1年毎の手続きが必要

※他大学在籍を事由とする場合、在籍確認のため、毎年4月に「在学証明書」を提出していただきます。

※大学院研究生、通信教育、専門学校、科目等履修生等の場合は、次ページの「2. 一般猶予」の対象となります。

※申請内容について確認ため、ご連絡や追加で書類の提出を求めることがあります。

(2) 申請期間

対象年度4月～9月まで

2. 一般猶予

(1) 申請書類等

下記の事由等で返還が一時的に困難な場合、それぞれ必要な証明書や書類を「返還猶予願」(様式5)に添付して申請をしてください。

事 由	必要書類(共通)	必要書類(事由別)	猶予期間
災 害	市区町村役場発行の 所得証明書 (罹災月から13ヶ月 目以降のみ必要) ※6月に発行される 前年分所得記載の もの。	罹災証明書等	1年間 (対象年度12月 ～翌年11月) 毎年申請が必要 最大5年を限度 とする
病気加療		医師の診断書 (診断書に就労困難である旨と治療中 である旨の記載が必要。 <u>2カ月以内の 発行のものに限る</u>)	
経済事由 (資格試験準備 等を含む)	市区町村役場発行の 所得証明書 ※6月に発行される 前年分所得記載の もの。	①給与・年金収入の合計金額が300万円以下 ②合計所得金額が192万円以下 ＊最新の所得証明書に記載の金額が、上記①②いずれかの金額を超える場合は、現在の経済的事情や生活状況がわかる書類 (求職中であることがわかる書類、 ・雇用保険受給資格者証 ・資格試験準備の講座受講証 など)	
司法修習生		司法研修所発行の身分証明書のコピー (合格証明書も可)	

※所得証明書は『原本』を添付してください。

※所得証明書は市区町村によって、最新のものの発行時期が異なる場合があります。

※必要書類はやむを得ない場合コピーも可とします。

※過去の年度に遡って返還猶予を申請することはできません。

※申請内容について確認ため、ご連絡や追加で書類の提出を求めることがあります。

(2) 申請期間

対象年度6月～9月まで

3. 結果通知

奨学委員会にて審議し承認された場合は、申請書に記入された住所宛に結果を通知します。

申請時期および奨学委員会の開催時期により結果が出るまで数ヶ月の時間を要する場合があります。

＊審議の結果、返還猶予が認められない場合もあります。その際は、返還方法などご相談のうえ返還していただきます。